

このレンタル約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様（以下「甲」といいます。）と株式会社N o . 1（以下「乙」といいます。）との間の商品の個別の賃貸借契約（以下「レンタル契約」といいます。）に関する基本的な条件を定めるものです。そのため、お客様になることを検討される方及び甲は、本約款をよくお読みください。

第1章 総則

第1条（適用）

甲及び乙が、別途レンタル契約で本約款と異なる内容を定めない限り、甲及び乙との間の乙事務機器に関する一切のレンタル契約については本約款の規定が適用されます。なお、WALLIOR パソコンに関するレンタル契約については、WALLIOR パソコンに関するレンタル約款が適用されるものとし、本約款は適用されないものとします。

第2条（定義）

1. 「物件」とは、乙が取り扱う商品でレンタル契約の目的物をいいます。
2. 「本サービス」とは、レンタル契約成立によって甲が前項の物件を賃貸借できるサービスをいいます。
3. 「レンタル期間」とは、甲と乙の間で成立するレンタル契約の賃貸借期間であり、次条の注文書記載の納品日（実際に乙が納品した日に限ります。）からレンタル終了日までの期間をいいます。
4. 「逸失利益」とは、事故等がなければ乙が得られたと予想される営業利益等のことをいい、次の計算式で算出されるものをいいます。

$(\text{物件の1泊2日価格} \div 4) \times \text{修理期間及び再調達までの日数}$

第2章 物品のレンタル契約の成立・内容

第3条（レンタル契約の成立）

1. 甲が、乙所定の注文書（レンタル契約書、注文書等の名称を問いません。）に必要事項を記載した上で乙に提出し（以下「申込」といいます。）、乙がこれを承諾した時点で、甲乙間で物件をレンタルする本サービスを提供する旨のレンタル契約が成立するものとします。
2. 前項の場合でも、乙が申込を受領後 5 営業日以内に、乙の独自の基準でレンタル契約を承諾するか否かを審査し、甲の申込を承諾しないことを書面、F A X 又は電子メール等の方法により甲に通知した場合、レンタル契約は遡って成立しなかったものとします。この場合、乙は申込を承諾しない理由を甲に開示する義務を負いません。
3. 本約款に定めのない事項、又は本約款の定めと異なる定めが注文書に定められている場合、当該定めが本約款に優先するものとします。

第4条（レンタル期間）

1. レンタル契約の期間は、注文書に別段の定めがない限り、納品日から 12 ヶ月間とします。
2. 甲はレンタル終了日までに、乙に物件を返還するものとします。なお、レンタル終了日までの消印で物件を発送した場合はレンタル終了日までに返還したものとします。ただし、甲及び乙に別段で合意がある場合はこの限りではありません。

第 5 条（レンタル期間の延長）

1. レンタル期間が満了する 7 日前までに、当事者のいずれからもレンタル契約を終了する旨の申し出がない場合は、レンタル契約は、同一条件でさらに 1 年間更新され、以後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、乙は、予約状況その他の事情によって前項の甲の申出を拒否することができるものとします。

第 6 条（レンタル料等）

甲は、乙が、注文書に記載のレンタル料、運送諸経費及びその他代金に、消費税を付した金額（以下「レンタル料等」といいます。）を、「請求書」記載の支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込の方法で支払う場合は、振込手数料は甲が負担するものとします。

第 7 条（物件の引渡し、検査）

1. 乙は、甲に対し、注文書に記載された納品日またはレンタル期間の開始日までに物件をレンタル契約に基づき納入します。
2. 甲は前項の納入から、検査完了による引渡しの完了までの間も、善良な管理者の注意義務により、物件を保管します。
3. 甲は、物件の納入後、5 営業日以内に物件の検査をしなければなりません。甲は、当該検査により物件に種類、品質若しくは数量その他レンタル契約の内容との不適合（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、直ちに乙に通知することで、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができます。
4. 乙は、前項の請求を受けた場合、自らの選択により物件の修補、代替物への交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を行います。この場合に乙は、修補又は交換のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減額することがあります。
5. 甲は、契約不適合について本契約締結前に知っていたとき又は契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、第 3 項の履行の追完を求めることができません。
6. 甲が第 3 項の期間内（以下「検査期間」といいます。）に乙に対して同項の請求を行わない場合、当該期間の満了日をもって物件は検査に合格したものとみなします。なお、本項または第 3 項による検査の合格により、物件は正常な性能を整えた状態で甲への引き渡しが完了したものとみなします。
7. 納品後の物件の紛失、滅失又は損傷等の危険は、乙の責めに帰すべき事由がない限り、甲が負担するものとします。

第 8 条（契約不適合責任の範囲）

1. 前条の検査期間後でも、甲が検査では直ちに発見することができない契約不適合（数量の相違を除く。）を発見したときは、引渡し後 6 か月以内に乙に対してその旨通知することで、前条第 3 項の履行の追完を請求できるものとします。
2. 乙は、契約不適合について前条及び前項に定める以外の責任を負わないものとします。

第 9 条（物件の保険）

1. 乙は物件に動産総合保険又はそれと同等のもの（以下「保険」といいます。）を付保することができるものと
し、それに伴い発生する諸費用は乙の負担とします。
2. 物件に保険事故が生じた場合、甲は乙に直ちにその旨を通知し、かつ乙の保険金受取に必要な協力をし
ます。

第 10 条（使用・保管方法等）

1. 甲は善良な管理者の注意をもって物件を使用及び保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担するもの
とします。
2. 甲は物件の保管にあたり、次に定める行為をしないものとします。ただし乙が事前に書面による承諾を与えて
いた場合はこの限りではありません。
 - (1) 物件をその本来の使用目的以外に使用すること
 - (2) 物件を設置場所から移動すること
 - (3) 物件を第三者に譲渡、転貸すること
 - (4) 物件の占有名義を第三者に移転すること、物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の
権利を設定すること
 - (5) 物件を分解又は改造すること、または他の不動産もしくは動産に付着させること
 - (6) 添付された乙の所有権を示すものの除去、汚染をすること
 - (7) その他乙との信頼を毀損する行為を行うこと
3. 甲は、物件が第三者の強制執行その他法律的其他の損害を被らないようにこれを保全すると
もに、仮にそのような事態が発生した時は直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるもの
とします。
4. 物件の占有中、物件自体又は物件の設置、保管、使用を原因として、第三者に与えた損害については甲
の責任と負担でこれを賠償するものとし、乙は何らの責任を負いません。
5. 前 2 項の場合において、乙が物件保全のために必要な措置または第三者に対する損害賠償の措置をとっ
た場合、甲は乙が負担したその一切の費用を負担します。
6. 甲が乙の承諾を得て第三者に譲渡・転貸する場合でも、前項までの義務と同等の義務を当該第三者に負
わせるものとします。

第 11 条（物件の国外使用）

1. 甲は物件を日本国内でのみ使用するものとします。
2. 甲が物件を日本国外に持ち出す場合、事前に乙に通知し承諾を得るものとします。また、甲は輸出担当者
として日本及び使用する国外の輸出関連法規に従い日本国外に持ち出すものとし、同法規の違反により
甲が被った損害について、乙は一切責任を負いません。
3. 甲が物件を日本国外で使用する場合、第 8 条（契約不適合責任の範囲）及び第 9 条（物件の保険）
は適用されないものとします。

第 12 条（物件の毀損・紛失等の取扱い）

1. 甲は、物件の紛失又は毀損等が発生した場合、理由の如何を問わず、直ちに乙に通知するものとし、その後の手続きについては乙の指示に従うものとします。
2. 甲の責に帰すべき事由に基づき物件が紛失、滅失又は損傷した場合、甲は乙に対して、次に定めるとおり損害を賠償するものとします。
 - (1) 物件が紛失又は滅失した場合は、当該物件の再購入代金
 - (2) 物件が損傷した場合は、当該物件の修繕代金
3. 前項に定める場合であっても、甲は、レンタル料金等（第 1 号の場合は本来のレンタル期間満了まで）の支払い義務は免れません。なお、第 1 号の場合にレンタル契約は終了するものとし、第 2 号の場合で乙が修繕を行う場合、甲は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の拒否をすることができません。
4. 前 2 項の定めは、乙が逸失利益を請求することを妨げるものではありません。
5. 甲は、第 2 項の損害金の支払後、当該物件を発見した場合であっても、損害金の返金を請求することはできないものとします。
6. 甲は、第 2 項の損害金の支払後、当該物件を発見した場合は、当該物件を返還する義務を負わないものとします。
7. 甲による第 2 項の損害金の支払いを条件に、甲及び乙は協議の上、物件の代替機を貸与するか否か決定するものとします。なお、当該代替機は当該物件と同種のものとは限らず、甲はこれを承諾するものとする。

第 13 条（ソフトウェア複製等の禁止）

1. 甲は、物件の全部又は一部を構成するソフトウェアがある場合、そのソフトウェアに関して次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部を第三者に使用させること（譲渡、使用权の設定等の方法を含みますが、これらに限られません。）
 - (2) ソフトウェアの全部又は一部を複製すること
 - (3) ソフトウェアを変更又は改変すること
2. 甲は、ソフトウェアの保管あるいは使用に起因して第三者に損害を生じさせたときは、当該第三者に対して一切の賠償責任を負い、乙に何等の負担をかけないものとします。

第 14 条（監査）

1. 乙は、甲と事前の協議の上、物件の使用状況などに関し、必要に応じて甲の事業所へ立入検査ができるものとします。この場合に乙は、甲に事前通知の上で、物件の設置場所に立ち入るものとします。ただし、緊急又は非常の場合は、事前の通知を要せず本物件の設置場所に立ち入ることができるものとします。
2. 乙は、前項の監査及び前項の報告徴求又は立入検査の結果、必要と認める場合には、甲に対し、改善や物件の利用の中止を求めることができるものとします。
3. 甲は、善管注意義務をもって物件の管理を行うものとし、乙は、甲に対し、物件の使用状況又は管理状況等に関し、随時報告を求めることができるものとします。

第 15 条（レンタル期間開始前の解約）

1. レンタル契約成立後レンタル期間開始前の解約（キャンセル）の解約手数料は次に定めるとおりとします。

ただしレンタル開始日に関わらず、物件の発送後は解約することができません。

2. 前項の解約は、書面、FAX又は電子メール等で相手方に申し入れる方法で行うものとします。
3. レンタル契約の締結前に甲及び乙の間で解約禁止の合意がある場合、甲はレンタル契約を解約することはできません。
4. レンタル契約成立後に物件の台数及び種類等の変更等を行う場合、手数料は発生しないものとします。

第 16 条（レンタル期間開始後の解約）

1. 甲はレンタル期間中でも乙の指定する場所に物件を返還してレンタル契約を解約することができます。ただし、レンタル期間の初回 12 ヶ月間はレンタル契約を解約することができないものとし、万が一初回の期間で解約を希望する場合、甲は、初回の期間の満了までに支払うべきレンタル料等を支払うことで、レンタル契約を解約することができます。
2. 前項の解約の場合でも、乙は、いかなる事由があっても既にお支払いいただいたレンタル料等の払い戻しは一切行いません。
3. 甲が長期割引を適用されているレンタル期間を短縮した場合、乙は当該契約のレンタル開始日からレンタル終了日までの期間で長期割引の適用されないレンタル料等を請求し、甲はこれを支払うものとします。この場合、短縮期間 1 ヶ月未満の日数が生じる場合は 1 ヶ月とみなします。

第 17 条（物件の返還）

1. レンタル期間の満了、レンタル契約の解除、解約又はその他の理由によりレンタル契約が終了した場合、甲は物件を以下の原状回復を行った上で、乙の指定する場所に返還するものとします。甲が当該原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うものとします。
 - (1) 物件に蓄積されたデータがある場合には、甲は、当該データを消去して返還するものとします。この場合、返還を受けた物件にデータが残存する場合、乙は甲からの当該データの返還、修復、削除又は賠償の請求に応じないものとし、当該データの漏洩に起因して甲その他第三者に損害が生じたとしても、乙は一切責任を負わないものとします。
 - (2) 甲が物件に付合させた動産がある場合は、甲は当該動産の収去を行うものとします。
2. レンタル契約の終了後、甲が物件の返還に応じない場合、乙又は乙の正当な代理人は物件の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引き取ることができ、甲はこれに協力するものとします。ただし、乙の責に帰すべき事由によりレンタル契約が終了した場合にはこの限りではありません。
3. 甲は、物件の返還に際し、その事由・名目の如何を問わず物件及び造作について支出した諸費用について、償還請求その他一切の請求はできないものとし、当該造作について買取請求はできないものとします。

第 18 条（支払い遅延損害金・返還遅延損害金）

1. 甲はレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞した場合、甲はその支払い期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による延滞利息金を支払います。
2. 甲は、物件の返還を遅延したときは、当該遅延期間相当分のレンタル料金及び返還遅延損害金を支払うものとします。なお遅延期間 1 か月あたりの返還遅延損害金は 1 か月のレンタル料金に相当する金額とし、遅延期間が 1 か月未満の場合は 1 ヶ月とみなします。ただし、物件の返還の遅延が、甲の責によらない事

由によるものである場合はこの限りではありません。

第3章 一般条項

第19条（乙の権利の譲渡）

1. 乙は、物件の所有権など、レンタル契約に基づく乙の権利を本レンタル契約に基づく賃貸人の地位とともに第三者（金融機関も含みます。）に譲渡し、もしくは担保に差入れることができ、甲はあらかじめこれに同意するものとします。
2. レンタル期間満了日から2週間、延滞料金のお支払いがなく物件を返却されない場合は、債権回収業者又は弁護士に、債権回収及び物件回収を依頼することがございます。これに要した費用は全て甲が負担することとします。なお甲がクレジットカード決済を選択している場合には、上記に関わる費用は当該クレジットカードにて決済させて頂くことがございます。

第20条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、レンタル契約の締結・履行に関して、相手方より機密である旨が明示されて開示される相手方の一切の情報および資料等（以下、「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の承諾なくして第三者に開示しないものとします。ただし、以下の各号の場合は秘密情報から除きます。
 - (1) 秘密情報を知り得た時点で、当該情報が公知となっているとき
 - (2) 秘密情報を知り得た後に、当該情報が自己の責めによらず公知となったとき
 - (3) 秘密情報を知り得た時点で、既に独自に取得済みであるとき
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく、情報を正当に取得したとき
 - (5) 相手方から受領した情報によらず独自に開発した情報であるとき
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の各号の場合、相手方の事前の承諾なくして第三者に秘密情報を開示することができます。但し、業務上必要な範囲に限ります。
 - (1) 法令または裁判所もしくは行政機関の強制力を伴う命令、要求もしくは要請に基づき、秘密情報を開示する場合（なお、開示内容は事前に、または事前開示が困難な場合は事後可能な限り速やかに、相手方に通知するものとします。）
 - (2) 本サービス提供及びレンタル契約履行の目的で必要最低限の範囲内で、自己の役職員またはグループ会社その他関係会社及びこれらの役職員に開示する場合
 - (3) 必要最低限の範囲内で、弁護士、公認会計士、その他専門家であって、レンタル契約に定める秘密保持義務と同等の義務を負う者に対して開示する場合
 - (4) 乙と業務提携をしている会社に、業務提携に必要な範囲で開示する場合
3. 乙は、前項の外、本サービス以外の乙及び乙グループ会社商材の案内を目的とする限度において、法令の定める範囲内で、甲の秘密情報やレンタル契約情報（契約内容のほか、契約交渉経過や契約者に関する情報を含みます）を乙グループ会社に提供及び共同利用させることができるものとし、甲は事前にこれに同意します。
4. 甲及び乙は、レンタル契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄し、以後利用しません。

第 21 条（個人情報の取り扱い）

甲及び乙は、本約款、レンタル契約の締結又は本約款、レンタル契約に基づく業務の履行に関し、直接又は間接に知り得た相手方の個人情報（「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」に定める「個人情報」をいうものとします。）を、善良な管理者の注意をもって、また法令等及びプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、これらの定めに違反して相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならないものとします。ただし、他業者に物件の修理を依頼する場合はこの限りではありません。

第 22 条（債務不履行による契約解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は催告をせず通知によりレンタル契約を解除することができるものとします。この場合、甲は当然に期限の利益を喪失し、乙に対し未払いのレンタル料とその他金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害がある場合はこれも賠償するものとします。
 - (1) レンタル料等の支払いを 1 回でも遅滞したとき
 - (2) 第 10 条に違反するとき。または、その他レンタル契約の全部又は一部に違反し、乙から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、その期間内に、当該違反が是正されなかったとき
 - (3) 自己振出又は自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りになったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てがなされ、もしくは自らかかる申立てを行ったとき
 - (7) 監督官庁等から営業の停止もしくは営業に係る許可の取消し又はこれらに類する処分を受けたとき
 - (8) 合併によらず解散し、又は解散したものとみなされたとき
 - (9) 事業の全部事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をし、もしくは営業を廃止したとき、又は解散したとき
 - (10) 民法第 542 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号に該当するとき
 - (11) 前各号に定めるほかレンタル契約の継続に重大な支障が生じたとき
2. 乙の第 1 項に基づく解除によって甲が損害を被った場合でも、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求することはできません。

第 23 条（損害賠償）

甲及び乙は、本約款に違反して相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、当該違反に起因する損害の賠償をしなければならないものとします。ただし、レンタル契約に関し、乙が甲に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、レンタル契約において甲から乙に支払われたレンタル料金の額を上限とします。

第 24 条（保証、免責事項）

1. 乙は甲に対して、以下の各号の事項については、一切保証しません。
 - (1) レンタル契約に別途定めた場合を除き、本サービスについて安全性・完全性・正確性・有用性・最新性があること
 - (2) 本サービスについて甲の使用目的への適合性があること

2. 乙は、自己の責めに帰すべき事由のない限り、本サービスの提供に関し甲が損害を被った場合でも、甲に対し責任を負わないものとします。
3. 天災地変、火災、戦争、内乱、法令制度改発、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、感染症の蔓延その他乙の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の乙の履行遅延又は履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとします。この場合、乙はレンタル契約の全部又は一部を変更又は終了することができるものとし、甲は乙の指示内容に従うものとします。

第 25 条（契約内容の変更）

1. 甲及び乙は、レンタル契約を変更しようとするときは、あらかじめ協議のうえ、書面で行うものとします。
2. 乙は、民法 548 条の 4 の規定より本約款の内容を改定することがあります。当該改定の効力は、改定後の本約款を当社所定のウェブサイトへ掲載した日又は利用者へ直接周知した日のいずれか早い日の翌日から 5 営業日を経過したときに生じるものとします（ただし、変更内容等により、効力発生日について、これより長い期間を個別で定める場合があります）。
3. 甲は、約款の変更内容に異議がある場合には、第 15 条及び第 16 条の規定にかかわらず、効力発生日までに、乙に対し、解約の申し出をすることができます。本項による解約の場合のレンタル料の取扱いは、第 16 条 1 項から同条 3 項の規定を準用します。

第 26 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定又は部分は、継続して完全に効力を有するものとし、甲及び乙は、当該無効もしくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 27 条（合意管轄）

甲及び乙は、本約款の適用されるレンタル契約についての一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2025 年 4 月 1 日 制定、実施

2026 年 8 月 1 日 改定、実施